令和元年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第1回会議録

	ルー皮 片和山川八作号里のようラくり笛戒云 ガー回云戒跡
内容承認	会長・承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公開・非公開の別	公開 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会(第1回)
日時	令和元年6月5日(水)午後2時~4時
場所	岸和田市庁舎 4階 第2委員会室
出席委員	上杉委員(会長)、石元委員(副会長)、副島委員、奥委員、森垣委員、野口委員、宮前委員、松本委員、殿本委員、吉田委員、吉川委員、杉本委員、西野委員(以上 13名出席 欠席2名)
事務局	春木市民環境部長 西村人権・男女共同参画課長、河内参事、古森担当員
関係者	寺内人権教育課長、池本指導主事
傍聴人数	1人
次 第	・岸和田市人権施策基本方針について ・人権問題に関する市民意識調査について
配布資料	・次第 ・各種相談事業の実施状況について(資料1) ・教職員対象同和問題研修実施状況について(資料2) ・事業所における人権に関する取り組み状況について(資料3) ・平成30年度第2回審議会後の修正の概要(資料4) ・事務局で修正した項目の概要(資料5) ・見え消し版 岸和田市人権施策基本方針改訂(案)(資料6) ・溶け込み版 岸和田市人権施策基本方針改訂(案)(資料7) ・人権問題に関する市民意識調査について(骨子案)(資料8) ・平成29年度 人権問題に関する府民意識調査調査票(資料9) ・平成27年度 人権問題に関する府民意識調査調査票(資料10) ・平成22年度 人権問題に関する府民意識調査調査票(資料11) ・人権問題に関する広報の実績(資料12) ・人の輪75号(資料13) ・人権啓発DVDのちらし(資料14) ・市民対象の同和問題に関する研修(資料15) ・同和問題に関する研修実施状況(資料16) ・大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例パンフレット・岸和田市手話言語条例 ・「旧優生保護法一時金支給法」についての大阪府ホームページからの引用 ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の関連資料

<議題等>

1. 議題

【案件】

- ①岸和田市人権施策基本方針の改訂について
- ②人権問題に関する市民意識調査について

<概要>

会 長 皆様、大変暑い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

この審議会も今年度としましては第1回ですが、通算3回目になります。

今年度は方針を改訂し、来年度はプラン改訂のため意識調査がございます。

たいへんハードなスケジュールでございますが、事務局もがんばっていただいていますので、皆様におかれましてもよろしくお願いします。

本日の議題は、岸和田市人権施策基本方針改訂(案)のこと、人権問題に関する市民意 識調査がございます。先ほども申しましたように、スケジュールの観点から申しますと、 岸和田市人権施策基本方針改訂の方を先にしなければなりませんので、今日は主として、 こちらの方に時間を多く割きたいと思います。ただ、調査につきましても、どのような方 向でいくのか、事務局から説明いただく時間はなんとか確保したいなと考えています。

前回、いただきましたご質問に基づいて、事務局から回答をいただきますし、いろんな ご意見に基づいた方針の改訂(案)をさらに修正したものを説明いただきます。

では、前回審議会でいただいた質問への回答を事務局から簡単に報告してください。よろしくお願いします。

事務局 (前回の課題について、資料にそって報告)

資料1は、市で実施しております様々な相談事業の実績でございます。人権に関する相談件数は、表面の上のあたりです。件数の伸びが大きいものは、裏面の中ほどの児童虐待相談をはじめとする、子どもに関する相談が多いように見受けられます。また、いちばん下のDV相談も増加しています。

資料2は、教職員を対象とした同和問題研修の実施状況です。それぞれの学校での研修のほか、全教職員を対象とする市の人権教育研修や管理職を対象とした研修を実施しています。外部講師をお招きしたり、人権教育課の職員が講師を務めたりして開催する座学以外にも、現地に出かける研修も実施しています。

資料3は、市内の事業所にお願いしたアンケート結果をまとめたものです。

対象は、本日、ご欠席ですが、齊藤委員が会長を務めておられる、岸和田市人権啓発企業連絡会に加入されている164社と岸和田商工会議所のホームページを見て、73社(役員・議員)にお願いをしました。合計237社です。回答率は11.8%でした。

続きまして、本日の追加資料についてでございます。

資料 12 は、広報きしわだ等に掲載した記事の概要ですが、網掛けの部分が同和問題に関する啓発記事となっております。平成 28 年 12 月に施行された'部落差別解消推進法'の施行につきましては、広報の記事掲載には 2 ヶ月必要ですが最速の翌年 2 月号で記事を掲載しました。ホームページでは、翌年 1 月 4 日付けで情報発信をしております。

次に資料 13 は、平成 29 年 3 月に発行した、人権啓発紙 '人の輪'です。新聞折込でみなさんのご家庭に配布しました。裏面をごらんください。'もういちど考えよう 部落差別問題'というタイトルで、部落差別解消推進法の施行や内閣府意識調査の結果などを紹介する記事を掲載しました。

資料 14 は、平成 29 年度の校区別人権セミナーで上映した啓発 DVD 'あなたに伝えたいこと'のちらしです。市内 19 会場で、インターネット時代における同和問題をテーマにした DVD をごらんいただき、私たち人権担当課の職員がお話をさせていただきました。

資料 15 は、市民対象の同和問題に関する研修をまとめたものでございます。

資料 16 は、市の職員研修をまとめたものです。網掛け部分は、市民対象講座でもあります。

つづきまして、前回の審議会で、'市内で起こっている、市内の方が関係したような差別事象がどのようなものがあるのか、次の審議会で情報提供を'というご意見をいただきましたので、ここでご報告させていただいてよろしいでしょうか。恐れ入りますが、この議案につきましては口頭でのご報告にとどめさせていただきますのでご理解たまわりますようお願いいたします。

平成 25 年から平成 29 年までの間に対応した、部落差別に関する被害者や関係者等から の各種相談や関係機関からの通告について報告します。

平成25年は1件で、差別と表現の自由の関係に関する相談でございました。

平成26年は3件で、職員の雇用に関するものが1件、身元調査に関するものが2件でございました。

平成27年は6件で、差別落書きに関するものが3件、差別発言に関するものが1件、施設の来館者を誹謗・中傷する文書の送付が1件、公営住宅に関するものが1件でございました。

平成 28 年、29 年につきましては当課で把握している実績はございません。以上でございます。

- 会 長 以上の回答について、何かご質問はございませんか。
- 委員 資料1の表面、女性センター電話相談と女性センター面接相談ですが、電話相談は平成28年が920件あるのに、29年になると64件、30年も83件と大幅に減っていることと、面接相談が平成26年55件、そこからずっと減少傾向を示しているのは制度や体制が変わったということがあったのかどうか、これは質問です。

そして、資料3の表の数値の表し方ですが、マスの縦、横ともに足して 100 になるようにしないと、会員企業と非会員企業の比較ができず意味をなさないので、表示の仕方を変えた方がいいという、これは意見です。

- 会 長 最初の質問に対するお答えをお願いします。
- 事務局 女性センターの電話相談事業は平成元年から、電話をすることで自分で問題を解決することを援助することを目的として行っていましたが、平成 27 年度の少し前から、ほぼ同一人物と思われる方がほぼ毎日、何回もお電話されていました。その間、電話が不通になってしまい、本来必要な方が相談できないという状況になってまいりました。以前は、ほぼボランティアの形で対応していただいていましたが、虐待や介護の悩み等にも正しく対応していただけるように、平成 29 年度から専門の機関に相談をお願いしまして実施することになりました。その分で、日数も週4日から週2日になり、市内の方に限らせていただくというように方法が変わりました。そのため人数が減っているということになっています。
- 委員 面接相談は特に変更はないのですか。
- 事務局 面接相談も市外の方がかなり来られていたと聞いております。市内の方にご利用いただくというのが主な趣旨でございましたので、市内の方に限らせていただいたということでございます。
- 会 長 数値が大きく変わった事情ということですね。お話にありましたように、相談体制を少し変更したことが影響しているということでした。先ほどの資料3の表ですが、比較するということに重点を置くのであれば、それぞれの計が100%になるように修正してください。委員から資料のご提供をいただいていますが、何か説明がございますか。

委員 ある研修会でいただいた資料(※)の一部です。岸和田市人権施策基本方針改訂(案)の子どもの権利に関する項目に、社会的養護のあり方について触れられていないので、できましたら入れていただいたらと思いお持ちしました。

(※事務局註 作成者への配慮から非公開とします。)

会 長 ありがとうございました。先ほども申しましたように、細かいことにつきましてはプランの方で盛り込むということで、方針全体は前回の方針と比べるとボリュームが大きくなっています。もちろん詳しいのにこしたことはないのですが、方針でございますので、あまりにボリュームだけに圧倒されてしまって読んでいただけなくなると困りますので、そのあたりの兼ね合いも考え、盛り込めるものは盛り込み、プランに回せるものは回すということになります。

それでは、今回、修正されたものを確認していきたいと思います。

事務局がご意見に基づいてどのように修正したかまとめたものが資料4、また、事務局内での検討の結果、追加や修正をしたものをまとめたのが資料5となっているようです。

それらの部分を確認していきたいと思いますので、この表に基づいて、事務局の方で説明してください。

事務局 はじめに、資料4と資料5による修正部分についてご説明させていただきます。

資料6をごらんください。このなかの、網掛け部分は前回審議会でいただいた意見を修正したもので資料4を反映したものです。そして、網掛けをした上でさらに四角で囲っている部分は事務局内で検討し修正したもので資料5を反映したものです。その違いをまずご理解いただきたいと思います。

(資料4と資料6を対比させて、修正箇所を説明)

- 会 長 ずいぶんいろんなご指摘がありまして、それに基づいて修正(案)を作っていただき ましたが、ご覧いただき、何かお気づきの点がございましたらご指摘いただきたいので すがいかがでしょうか。
- 委員 17ページの同和問題のところで、寝た子を起すなとか部落分散論等についてご説明いただいている部分ですが、「これまでも、同和問題に関する啓発は続けてきましたが、同和問題に対する誤解や偏見の多さは課題のひとつとなっています。」という一文がございます。最初に事務局から説明いただいたように、同和問題に関する様々な研修をされているということはうかがいましたが、偏見があるということだけではなくて、特に同和問題に関する特別措置、事業法ですが 2002 年に失効した後、2016 年に部落差別解消推進法ができるまでの 15 年間というのは、部落問題に関する教育なり、行政での研修、企業での研修が非常に少なくなった期間でもあります。教育関係の人など、'失われた 15年間'という言い方をされる場合もありますが、'知らない'という人も多いです。また、事業所アンケートにありましたが、'まだ差別はあるの?' 'まだやってるの?'というご意見もけっこう根強くあります。誤解や偏見だけではなく、'知らない'という人も増えてきたということを認識のひとつとして示すべきではないか、という意見です。

私どもの団体でも、行政や企業から研修相談を受けることが多いですが、以前は寝た子を起すなとか部落分散論についての、いわゆる偏見批判から入ることが多かったですが、特に30歳代ぐらいの方を対象とした研修となりますと、まず、'知らない'というところから入る必要が出てきた、ということを人事の方や人権担当の方にもうかがうので、そこをご検討いただければと思います。

もう1つは、20ページのHIVの説明のところで、HIVは主に性的接触や血液を介した

感染という説明があります。少し危惧するのが、よく、'キスでもうつるんですか'という誤解があります。

そういったことはありませんので、性的接触という表現をどうするのか非常に難しい と思いますが、書くことにより誤解を与えないような書き方をご検討いただければと思 います。

会 長 そのあたりご検討いただいて、次回、提案をお願いします。

委員 資料 13 '人の輪'で、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法について書かれていて、小中学校の生徒にこういったテーマで描いてもらったと思うんですが、その裏を見ると、'もういちど考えよう 部落差別問題'で、岸和田の子どもたちは差別について学びますと書いています。学んでいるんですね。

基本的なところで、子どもの頃から差別問題を知るというのは非常に大事なんですね。 個人的ですが、私は大学のとき部落差別の学習が必須だったんですね。一年間、部落 差別について勉強をしたんですが、それが今でも残ってるんですね。

基本方針では、17 ページでさりげなく、「同和問題への正しい知識を増やし理解を深め、おかしいことにはおかしいと言える人を増やしていくために、学校や地域、職場において気づきや学びの場を継続して設けていく必要があります。」というのは、弱いと思うんです。もっと具体的に、子どもたちは現実的に小学校の時に、こういった差別について勉強をしています、というのであれば、改めてここで確認し、認識していくことを方針で出すことが大事だと思いますね。

子どもへの教育ということの視点について、ここではサラッと書いていて、'人の輪'を見て気がついたのは、'岸和田は、やってるんやなあ'ということで、それを再認識する、それが大事だと思います。それを今後も推進していくということが基本方針には大事だと私は感じました。

会 長 ありがとうございました。ご指摘のように、特に 2002 年の法期限後、同和教育そのものがこういうふうに弱くなった、人権教育という形でいろいろやられているんですけど、その中で同和問題の扱いが、やや希薄になっていまして、いろいろな調査結果を見ると20歳代以下の方が30歳代以上に比べて、'同和問題を知らない''よくわからない'という回答が多くなっています。以前は、若い人ほど理解があったんですが、そういうことを考えますと、ご指摘がありましたように、子どもの時からの学校教育、社会教育を含めての取り組みが大きな課題になっているということは事実ですね。そのへんを踏まえた補強といいますか、そういうのは大事かと思います。よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

14ページの障害のある人の医学モデルと社会モデルの説明がありますが、もう少しわかりやすくした方がよい。知っている人はこれを読んでわかるんですが、知らない人にもわかる文章でないといけないと思います。要するに、社会参加ができないのは、これまでの医学モデルの場合だと障害があるからできないんだというふうにされてたのが、社会モデルの考えだと、社会のあり方が障害者が社会参加できないようにさせているんだという見方の大きな転換なので、医学モデルと社会モデルの違いをはっきりさせてもう少し分かりやすい文章にしていただければと思います。

それから 15 ページの真ん中あたりに、「また、旧優生保護法に基づき行われた強制不 妊手術については、厚生労働省において実態調査を前提とした資料の保全依頼が行われ るなどの対応がなされているところです。」とありますが、段落を送らないといけない

委 員

と思います。

17ページで、「しかしながら、平成29(2017)年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」において、現在、どのような人権問題が起きていると思うかの質問で」・・・とありますが、これは同和問題に関して、というのをつけておかないといけない。「現在、同和問題(部落差別)に関してどのような人権問題が起きていると思うかの質問で」というように、部落問題についての設問なんだとわかりやすいようにしていただきたい

それから、20ページで、さきほども指摘があったところですが、「HIV は主に性的接触や血液を介した感染、B·C型肝炎ウイルスは主に血液や体液を介した感染によるため、日常の接触では感染しません。」と少し違う記述になっています。

C型肝炎ウイルスなんかでも、B型もそうですが性行為で感染しますので、違いをつけているのは何か積極的な理由があるのか、混乱するというか、どう違うのかとわかりにくい記述になっているという感じがしました。

27 ページで L、G、B、T の説明の後に、「それぞれの頭文字をとって、『LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)』と表現されています。」とあります。L、G、B は、性的指向の問題ですが、L と G と B というのは、それぞれ別個の独立した概念ですね。

LでありGであると言う人はいない訳ですし、LでありかつBであると言う人もいないですけども、T(トランスジェンダー)に関しては、トランスジェンダーの中に異性愛者もいれば同性愛者もいるんですね。身体のつくりが男だけれど、心は女だと思っている人がいて、つまり、自分は女だと思っているのに、身体のつくりが間違って男なんだと。その人が、女性が好きだったら心は女性ですので同性愛者になりますし、男性が好きだったら心は女性ですので異性愛者になります。

LGBTと並ぶと、それぞれ独立した概念と思われますけど、トランスジェンダーについては性自認の問題なので、性的指向が同性愛者の人もいれば、異性愛者の人もいれば、両性愛者の人もいるという説明を加えた方が市民に対する啓発にもなると思います。

会 長 ありがとうございました。他には、ございませんか。

それでは、事務局の方からの修正(案)について説明してください。

事務局 (資料5の各項目について説明)

会長ただいまの修正について、何か意見はございませんか。

委員 先ほど言うべきでしたが、19ページの外国籍の人の人権のところで、「ニューカマーにとっては日本語の習得も重要な問題です。」とありますが、今の国会で衆議院は通ったんですけれど、日本語教育の推進の基本法が成立見込みですので、国とか地方公共団体に、留学生や学校教育の中での外国に繋がる人たちに対する日本語の教育を充実させる基本的な責務があるというような内容をまとめたものが成立しそうなので、策定の時には成立すると思うので、それにふれたらどうかなと思いました。

会 長 ありがとうございました。よく法の動きを見ながら記載を加えていただけたらと思います。

委員 32ページの「●生まれつきのアザや事故・病気によるキズやヤケドがある人」とありますが、差別する意図がなくても表現する際に誰かを傷つけることがあるので、相互の関係性によって「そのような表現はおかしいんじゃないか、使わないでいただきたい」と伝えないと、拡散され肯定的になってしまう可能性がある、ということをお書きいただければと思います。

会 長 ありがとうございました。他に、お気づきの点がありましたら、ご意見をお寄せいただければと思います。これまでに出ましたご意見に基づきまして、修正について事務局でご検討いただき、皆様方にご確認いただくということでよろしくお願いします。

時間がありませんが、意識調査について今日は骨子だけご説明いただき、具体的なことにつきましては次回になると思いますが、説明をお願いします。

事務局 (資料8を説明)

会 長 ありがとうございました。これについてもご意見いただければいいのですが、まだ骨子であるためご意見を出していただくのは難しいと思いますから、もう少し具体的になってからいただきたいと思います。

ただ、比較ができるようにするのは大事ですが、内閣府のものを見ますと、起きている問題をずっと列挙していてどんな問題が起きていますか、と全部〇がついて当たり前のようなものがあったりしまして、回答する人たちが前の方から順番に〇をつけていって、面倒くさくなってあとは省いてしまうというようなこともありうる訳でございまして、なかなか、こういった質問は、そのまま使うことがどれだけできるのかなということも気になるところでございます。いろんな工夫が必要でございますので、また、皆様のご意見を頂戴しながら(案)を練っていくことになると思います。

以上が本日の議論でございますが、この際、更に付け加えてご発言がございましたらお願いします。ございませんか。

本日は、説明が多くて、聞いていただくのでたいへんお疲れだと思います。前回の質問に対して、事務局の方から丁寧に答えていただきましたが、本日のご意見に基づき、再修正をお願いしたいと思います。

さて、本日の会議録でございますが、前回も事務局で(案)を作っていただいて、確認することとなっているのですが、このへんはどのようにいたしましょうか。

委員 会長に一任させていただきたいと思います。

会 長 私の方で確認させていただくということでよろしいでしょうか。では、時間がまいりましたので、これで審議を終了します。